

第 28 回 京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 5 年 12 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分から 場所：職員会館かもがわ 第 1 会議室
--

次 第

1 開 会

2 議事等

- (1) 委員長の選出 . . . P. 1（資料 1）
- (2) 委員長職務代理者の指名 . . . P. 1（資料 1）
- (3) 報告事項
 - 奨学金等返還事務の取組状況について . . . P. 3（資料 2）
 - 奨学金等の返還請求訴訟の状況について . . . P. 9（資料 3）
- (4) その他意見聴取

(添付資料)

- ・ 委員長の選任等について（資料 1）
- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（令和 5 年 9 月末日現在）（資料 2）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料 3）

(参考資料)

- ・ 第 27 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第 27 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

委員長の選任等について

1 委員長の選任について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員長職務代理者の指名について

規則第4条第4項の規定に基づき、委員長が、その職務を代理する委員を指名する。

（参考1） 委員名簿

（敬称略・50音順）

委 員 名	役 職 等
たなべ やすお 田辺 保雄	弁護士
まつお みゆき 松尾 美幸	弁護士
もうり たかし 毛利 隆志	公認会計士・税理士
わたなべ まさこ 渡邊 正子	人権擁護委員

（参考2） 関係規定（委員会関係）

1 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（抄）

（債務の取扱い）

第3条 （前略）

4 市長は、毎年1回、前3項の規定による債務の取扱いに関する措置の内容を次条に規定する委員会に報告しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該報告に係る事項について、市長に対し、意見を述べることができる。

（奨学金等返還事務監理委員会）

第4条 前条第4項の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、債務の取扱いに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（抄）

(委員会の委員長)

第4条 京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(委員会の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

奨学金等返還事務の取組状況

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況（令和5年9月末日現在）

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 全体	(内訳) 令和4返還年度における手続の状況（注2）						
		完納等 (注1)	完納等 以外 (手続中)	(内訳) 返還状況				
				返還免除	返還猶予	返還請求	返還済 (注3)	未返還 (注4)
人 数	1,404	316	1,088	916	0	172	159	13
構成比	(100.0%)	22.5%	77.5%	65.2%	0%	12.3%	11.3%	1.0%
手続中			(100.0%)	84.1%	0%	15.9%	14.6%	1.3%
返還請求中						(100.0%)	91.9%	8.1%

注1 「完納等」とは、令和3返還年度までに、完納又は全部免除となったことにより、令和4返還年度以降の対応が不要となった者である。

2 令和4返還年度が手続中の者のうち、同返還年度をもって完納又は全部免除となり、令和5返還年度以降の対応が不要となる者は、143人である。

3 「返還済」とは、令和4返還年度分（納期は令和4年10月1日～令和5年9月30日）までを完納している者である。

4 未返還の者の内訳

	返還協議未了	未納付	分納誓約	所在不明	合 計
令和4返還年度分が未返還の者		10			10
令和3返還年度以降分が未返還の者					
令和2返還年度以降分が未返還の者			1		1
令和1返還年度以降分が未返還の者				1	1
平成30返還年度以降分が未返還の者		1			1
合 計	0	11	1	1	13

(2) 令和4返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数（注）	返還猶予	返還免除	返還請求	返還済・収入済	
					返還済・収入済	未返還・未収入
R4	1,406 件	0 件	1,169 件	237 件	221 件	16 件
	(100.0%)	(0.0%)	(83.1%)	(16.9%)	(15.8%)	(1.1%)
				[100.0%]	[93.2%]	[6.8%]
	99,584 千円	0 千円	82,354 千円	17,230 千円	16,489 千円	741 千円
	(100.0%)	(0.0%)	(82.7%)	(17.3%)	(16.6%)	(0.7%)
				[100.0%]	[95.7%]	[4.3%]

注 令和4返還年度分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 0 件
- 収入の大幅な減少のため 0 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1, 169 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求 237 件」の内数

- 所得が基準以下のため 23 件（17 人）
- その他特別な事情等 0 件

(3) 令和4 返還年度分までの督促・催告の実施状況

発行日	督促・催告の対象者 (※)	講じた措置			督促・催告後の返還手続					
		督促	催告	特別催告		完納	分納誓約	免除	猶予	未対応
令和3 年12月 1 日	3	2	0	1	3	0	0	1	0	2
令和4 年 3 月11日	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
6 月	1	－	未措置	－						1
9 月	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
12 月	2	0	0	2	2	0	0	0	0	2
令和5 年 3 月	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0
10 月	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1

注1 各発行日に実施する措置は、基本的スケジュールは次のとおりである。

発行日が属する月	実施する措置		
	令和2 返還年度分の滞納者	令和1 返還年度分からの滞納者	平成30 返還年度分以前の滞納者
令和3 年12月	督促	催告(4 回目)	特別催告(2 回目)
令和4 年 3 月	催告(1 回目)	－	－
6 月	催告(2 回目)	特別催告(1 回目)	特別催告(3 回目)
9 月	催告(3 回目)	－	－

※ 履行期限が9 月末日でない者に係る措置のスケジュールは、上記と異なることがある。

個別対応中などの理由により、督促・催告の対象としていない場合がある。

2 ほかに、法的措置の前に特別催告、最終催告及び法的措置通知を行う。

(4) 法的措置対象者

滞納者のうち、督促後、約1 年をかけて4 回程度の催告をしても返還に応じず、法的措置の対象となる者及び法的措置等の状況は以下のとおりである。

番号	滞納している債権	滞納額	返還金の年額	法的措置等の状況
1	平成30 返還年度分から令和4 返還年度分まで	880,004 円	213,335 円	令和4 年4 月1 日 特別催告 令和4 年7 月7 日 最終催告

				令和4年9月28日 民事調停申立て 令和4年11月15日 第1回期日 令和4年12月6日 第2回期日 調停不成立 令和5年6月26日 民事訴訟提起 令和5年10月3日 令和4返還年度分の 履行期限に伴う 特別催告 ※訴額の増額変更 令和5年10月24日 第1回期日 令和5年11月7日 判決言い渡し
2	令和2返還年度分から 令和3返還年度分まで	60,000 円	30,000 円	分納誓約による返還

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和4年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円

(2) 令和4年度免除決定額 13,185,845 円

ア 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件 数	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
R3	178	13,185,845	令和5年3月8日
（参考）累計	23,777	1,815,709,940	

イ 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件 数	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
R3	（該当なし）	-	-
（参考）累計	5	1,918,500	

(3) 免除決定額（総額） 1,817,628,440 円

(参考) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (令和5年9月末日現在)

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況 (直近5年分)

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	
					収 入	未 収 入
29	1,682 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,478 件 (87.9%)	204 件 (12.1%) [100.0%]	204 件 (12.1%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,823 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	110,732 千円 (88.0%)	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
30	1,674 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,488 件 (88.9%)	186 件 (11.1%) [100.0%]	185 件 (11.0%) [99.9%]	1 件 (0.1%) [0.1%]
	126,592 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	111,631 千円 (88.2%)	14,961 千円 (11.8%) [100.0%]	14,934 千円 (11.7%) [99.9%]	27 千円 (0.1%) [0.1%]
R1	1,662 件 (100.0%)	4 件 (0.2%)	1,362 件 (82.0%)	296 件 (17.8%) [100.0%]	294 件 (17.7%) [99.3%]	2 件 (0.1%) [0.7%]
	127,613 千円 (100.0%)	233 千円 (0.2%)	101,684 千円 (79.7%)	25,696 千円 (20.1%) [100.0%]	25,372 千円 (19.9%) [98.7%]	324 千円 (0.2%) [1.3%]
R2	1,640 件 (100.0%)	1 件 (0.1%)	1,371 件 (83.6%)	268 件 (16.3%) [100.0%]	265 件 (16.1%) [98.9%]	3 件 (0.2%) [1.1%]
	123,527 千円 (100.0%)	200 千円 (0.2%)	102,390 千円 (82.9%)	20,937 千円 (16.9%) [100.0%]	20,583 千円 (16.6%) [98.3%]	354 千円 (0.3%) [1.7%]
R3	1,533 件 (100.0%)	2 件 (0.2%)	1,271 件 (82.9%)	260 件 (17.0%) [100.0%]	241 件 (15.7%) [92.7%]	19 件 (1.2%) [7.3%]
	112,140 千円 (100.0%)	123 千円 (0.1%)	92,423 千円 (82.4%)	19,594 千円 (17.5%) [100.0%]	18,754 千円 (16.7%) [95.7%]	840 千円 (0.7%) [4.3%]

注1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件としてカウントしている。

2 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	在学中	収入の 大幅な減少	所在不明	特別な事情
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
R1	2	2	0	0
R2	0	1	0	0
R3	0	2	0	0

【返還免除の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	死亡	障害	所得が 基準以下	所在不明
29	0	0	1,477	1
30	1	0	1,486	1
R1	0	0	1,361	1
R2	0	0	1,371	0
R3	0	0	1,271	0

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（最近5年分）

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数	免除額（円）	免 除 決 定 日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
30	719	60,884,730	令和2年3月30日
R1	510	42,448,705	令和3年3月15日
R2	272	20,377,630	令和4年3月30日
R3	178	13,185,845	令和5年3月8日

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数	免除額（円）	免 除 決 定 日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日

奨学金等の返還請求訴訟の状況

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金（以下「奨学金等」という。）の返還に応じようとしていない借受者に対し、第27回京都市奨学金等返還事務監理委員会において審議を行い、令和5年2月市会での議決を得て訴えを提起していましたが、令和5年11月7日、京都地方裁判所から、本市の訴えを認める判決の言い渡しがありました。

1 相手方

京都市内在住 A

2 経過概要

- (1) 相手方は、平成10年3月、京都市地域改善対策奨学金貸与規則第4条に基づき、本市に対して奨学金等の貸与申請を行った。これに基づき本市は、相手方の大学在学期間である平成10年4月から平成14年2月まで、月額9万円の奨学金及び大学入学時の通学用品等助成金36,750円をそれぞれ貸与し、その総額は426万6,750円となった。
- (2) 相手方は、この金額を平成14年10月から令和4年9月までの期間に返還することとなったが、従来、本市は、奨学金等の貸与を受けた者のうち、返還免除の対象とならなかった者等に対し、返還額と同額の援助金を支給する自立促進援助金制度を運用してきた。相手方も当該援助金の申請をしており、相手方が返還を開始した平成14年度返還分から平成18年度返還分までは、当該援助金をもって奨学金等の返還手続がなされている。
- (3) その後、本市は、自立促進援助金制度を平成19年度に廃止し、平成20年12月に、新たに京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「取扱条例」という。）を制定した。相手方は、平成19年度返還分から平成25年度返還分までの返還債務について、取扱条例に基づく返還免除申請を行い、本市は、当該申請に対して免除を決定し、返還債務を免除した。
- (4) 平成26年度以降の返還については、相手方の所得が取扱条例に基づく免除の基準を超えたため、返還債務を免除していない。相手方からの地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限の延長申請に対して、本市はこれを承認し、相手方は承認された延長後の履行期限に基づき、平成26年10月から月賦による返還を開始した。
- (5) しかし、令和元年6月末の返還を最後に、平成30年度返還分の一部と令和元年度以降の返還分について返還を怠っており、本市の度重なる支払催告にもかかわらず返還に応じなかった。そこで、返還手続に応じている他の借受者との公平性確保の観点から、平成30年度返還分の一部並びに令和元年度返還分及び令和2年度返還分の滞納金の合計453,334円及び延滞利子の支払を求め、令和4年9月に民事調停を申し立てたものの、相手方自身は出延せず、民事調停は不成立となった。
- (6) そのため、本市は、相手方に対して民事訴訟を提起することについて、令和4年12月、京都市奨学金等返還事務監理委員会において審議を行い、承認された。
- (7) このため、令和5年2月市会で訴えの提起に関する議決をいただいた後、令和5年6月、相手方に対し、履行期限を過ぎた平成30年度返還分の一部及び令和元年度返還分から令和3年度返還分までの滞納金の合計666,669円の一括返還並びに延滞利子の支払を求める訴えの提起を行った。また、今後返還期限を迎える奨学金等について、訴えの係属中に新たに滞納が生じたときは、返還請求を追加することとしていたことから、令和5年9月末に履行期限を過ぎた令和4年度返還分213,335円を追加し、合計880,004円の一括返還及び延滞利子の支払を求めている。
- (8) 令和5年10月に第1回期日が開かれたが、相手方は出延せず、また、反論を示す書類等一切の書類も提出されなかったことから、令和5年11月7日、本市の訴えが認められた判決が言い渡された（令和5年11月25日 判決確定）。